

「行方不明者発見活動に関する国家公安委員会規則（案）の概要」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成21年10月16日から同月29日までの間、行方不明者発見活動に関する国家公安委員会規則（案）の概要に対する意見の募集を行ったところ、5件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

行方不明者発見活動に関する国家公安委員会規則の概要

2 命令等の案を公示した日

平成21年10月16日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、「行方不明者発見活動に関する国家公安委員会規則（案）の概要」の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 5件

（内訳）

電子メール 5件

F A X 0件

郵 送 0件

## 別紙

「行方不明者発見活動に関する国家公安委員会規則（案）の概要」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

### 1 用語について

この項目に対しては、

「行方不明者」の用語では災害等による不明者と区別できないので、「所在不明者」の用語の方が適当ではないか。

との御意見がありました。

この点については、「行方不明者」という用語については、日常的に用いられている用語であることから、国民の皆様により分かりやすく、適当な用語であると考えます。なお、警察の行う行方不明者発見活動の対象となる行方不明者には、生命にかかわる事故に遭遇しているおそれ等がある行方が明らかでない方も含んでいます。

### 2 届出主体の拡大について

この項目に対しては、

届出主体を雇主や同居人にまで拡大すると、ある人を捜したいときに、悪意を持って警察を利用しようとする人が出てくるのではないか。

ストーカー事案については届出人に発見時の連絡をしないとしているが、警察でストーカー事案として扱われないストーカー事案があることが想定され、ストーカー被害者の保護が徹底されるか憂慮するので、届出主体を密接関係者にまで拡大することには反対である。

との御意見がありました。

これらの点については、届出人がどのような意図で届け出たかにかかわらず、行方不明者本人の生命又は身体の保護を図る必要がある場合があり得ることから、行方不明者と判断された場合は届出を受理し発見活動の対象とすることが適当であると考えます。しかし、行方不明者が発見された場合、届出人に連絡するか否かは、当該行方不明者の意思等を勘案して判断することとなることから、警察が行う行方不明者発見活動が届出人の悪意により利用されて行方不明者の不利益となることはないと考えます。また、行方不明者が発見された際は、届出人に対する発見の連絡の可否を行方不明者本人に確認し、ストーカー事案の加害者が届出人である場合については、本人の同意がある場合を除き、届出人に対して発見の連絡をしないこととすることを予定していることから、ストーカー事案における被害者の保護は十分に図られるものと考えます。

### 3 行方不明者の発見のための活動について

この項目に対しては、

自分の意思で家を出た人を税金を使って探すことが適当なのか。

自分の意思で行方不明となった人について、その氏名や写真等の資料を親族(届出人)の都合だけでインターネットに掲載することは適当ではないのではないか。

発見のため必要があるときに関係事業者の協力を求めること自体は良いことであるが、一般の人ではできないこと(関係事業者からの情報の入手等)が警察に言えば何でもできると勘違いする人がいるのではないか。

行方不明者の発見のため、自動車ナンバー自動読取システムを利用したらよいのではないか。

行方不明者の発見のため、身元不明死体の指紋やDNAをデータベース化すべきではないか。

との御意見がありました。

行方不明となった原因にかかわらず、安否が不明である行方不明者の発見活動は、個人の生命及び身体の保護を図るといふ警察の責務を達成するための必要な活動であると考えます。

行方不明者発見活動において、届出を受理した警察署長は、必要かつ適当と認めるときは、行方不明者の氏名等をインターネット等の方法により公表することを予定していますが、適当かどうかの判断は、届出を受理した警察署長が、届出人の意思のほか、行方不明となった動機など様々な事情を総合的に考慮して判断することとなることから、届出人の都合のみで行方不明者の氏名等がインターネット上に掲載されることはないと考えます。

届出を受理した警察署長は、特異行方不明者の発見のために必要と認めるときは、関係事業者等に任意の協力を求めることとすることを予定しています。協力要請先の関係事業者としては、例えば、携帯電話会社、交通機関、宿泊施設等が考えられます。

行方不明者が、犯罪に巻き込まれているおそれがある場合には、自動車ナンバー自動読取システムを利用する場合があります。

また、身元不明死体のうち、対照可能な指紋が採取できたものについては既にデータベース化しています。DNA型のデータベースについても、今後の検討課題としていきたいと考えています。

#### 4 その他

行方不明者の発見に関し、

親族が行方不明者を探すことに資するよう、警察が保有する行方不明者の情報や身元不明死体の情報の親族に対する開示をお願いしたい。

との御意見がありました。

この点については、親族の方と、可能な限り行方不明者に関する情報を共有し、行方不明者発見活動を行っていききたいと考えています。